

(別記)

令和5年度静岡県県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は21,400haの水田を有し、そのうち15,000haで主食用米を生産している。なお、本県は米の消費県であり、令和4年度の主食用米生産量は県内の需要量を大きく下回る76,400トンであった。

主食用米については、全国的に需要が減少する中、食味や機能性の向上、栽培方法の差別化等、こだわりをもった米産地の形成が進んでおり、本県においても販売競争力の強化が求められている。

このような状況の中、需要に応じた米の生産及び水田農業の高収益化を推進するため、県では飼料用米をはじめとした新規需要米の生産や、水田での露地野菜生産の拡大を図っている。

飼料用米については、適期作業の徹底等を推進することで、供給量を高位で安定化できるよう取り組んでいる。

水田での露地野菜生産については、冬期にも温暖な気候を活かし、レタスなどの二毛作を推進するとともに、基幹作としての導入を図っている。

戦略作物の麦・大豆については、中遠地域の大規模農家を中心に作付けされており、そのうち小麦については、令和元年産以降、全量が「イワイノダイチ」から「きぬあかり」に転換された。今後も、高い収量で安定して確保できる生産技術の普及に力を入れていく。

なお、本県の水田農業においては、生産コストが全国平均よりも高いことが課題となっている。これまで大規模農家を中心に低コスト栽培技術の導入を進めてきたが、引き続き、直播や密播疎植栽培などの技術普及に努めていく。

また、農地に関しては、担い手への農地集積が不十分な地域や、荒廃農地、未作付け地の拡大が課題となっている。県としては、農地中間管理事業を活用した担い手への面的集積の促進や、基盤整備事業の実施による耕作条件の改善などにより、これらの課題解決に取り組んでいく。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県では、冬季にも温暖な気候を活かしたレタスなどの水田裏作野菜の作付面積が拡大している。県では水田農業の高収益化を図るため、水田における野菜の作付けを推進する一方、主食用米需要の更なる減少を見据え、基幹作での地域の気候に適した高収益作物の選定と、作付面積の拡大に取り組み、水田農業における収益力強化を図っていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本県では、これまで経営所得安定対策等を活用した畑地化の取組実績はない。しかしながら、主食用米の需要が減少を続けている状況を踏まえ、水利条件が悪く水稻作に必要な水の確保が難しいほ場など、水田としての有効利用が困難な地域における畑地化の検討をすすめるとともに、関係機関の現地確認等により水田の利用状況を把握し、交付対象水田の範囲（畦畔や用水との設備を有しない農地は対象外）を徹底する。また、畑地化促進事業や、国産小麦・大豆供給力強化総合対策等を活用し、麦・大豆の生産を振興する。水田として、水稻と露地野菜等の二毛作や、ブロックローテーションといった高度利用が可能な地域については、その取組みの維持・拡大に努める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

令和5年産米については、静岡県農業再生協議会が示す静岡県産米の需要予測を基に、需要に応じた米の生産を進める。

主食用米の品質については、近年、「コシヒカリ」などの早生品種を中心に開花～登熟期において、気温が非常に高くなり、白未熟粒の発生による等級下落が課題となっている。そのため、高温耐性を有する早生品種「にじのきらめき」や中～晩生品種「きぬむすめ」や「にこまる」への転換を促進していく。

また、米価変動に耐えうる経営体を育成するため、直播・密播疎植栽培等の導入による低コスト化や経営の複合化、付加価値の高い米づくりを推進するとともに、堅調な需要が見込まれる業務用米の品種選定及び生産拡大に取り組んでいく。

一方、米の購入数量、金額が全国トップクラス（出典『総務省家計調査』）という県民特性を活かし、良食味米の作付振興や、食味の向上、安全安心な米づくりの推進により、県産米のブランド力向上と更なる米の消費拡大を図る。

(2) 備蓄米

令和5年産の県優先枠は、平成30年産と同水準の20トンとなった。平成30年度以降、産地交付金の追加配分の対象外となったが、米価の変動に左右されず、所得の見通しを早期に立てられるメリットがある。直播・密播疎植栽培等の低コスト生産技術と併せ、経営の安定化に向けて優先枠を活用した備蓄米の生産を推奨する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

養鶏農家を中心とした県内外の畜産農家からの需要が多いことから、飼料用米の生産拡大に努める。「あきだわら」及び「どんとこい」について、県が作成した栽培基準に基づいた肥培管理により、高収量を確保するとともに、団地化や直播栽培などによる低コスト化を推奨する。

イ 米粉用米

米粉は近年、食物アレルギーの原因であるグルテンを含まない食品として注目されており、米粉用米の品種改良と加工技術の向上等もあり、需要が拡大している。戦略作物助成の利用に加え、産地交付金の助成対象とすることで、需要に応じた生産拡大と、経営安定に資する複数年契約栽培の拡大を推進する。

ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米需要が減少する一方、海外では日本食レストランが増加するなど、日本食への関心が高まっており、米の需要の拡大が見込まれるため、需要に応じた品質を確保するための栽培管理や、価格競争力を確保するための低コスト生産への取組みを推進していく。

エ WCS用稲

畜産農家との契約に基づき、需要に応じた生産が可能なことや、子実の栽培に比べ収穫時期が早く、冬期の野菜等の作付けに向けた準備期間を長く確保出来ることから、WCS用稲の作付を推進していく。畜産農家の需要の掘り起こしを行い、今後の増産につなげていく。

オ 加工用米

日本酒は、輸出量が増加傾向にあることなどから、本県のマーケティング戦略における海外展開重点品目に位置付けられている。県産の加工用米は、県内酒造メーカー等の実需者から強く求められているため、産地交付金による助成対象とし、安定した供給体制の確立に取り組んでいく。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦や大豆については、単収や品質の向上による生産所得の安定化が重要であることから、関係機関が連携し、生産上の課題解決に向けて取り組んでいる。生産性向上のために作成した「麦・大豆栽培マニュアル」を活用し、適期・適量の施肥や排水対策といった基本技術を徹底させることで、安定した収量の確保に努める。

小麦については、県の奨励品種「きぬあかり」の安定多収栽培に向けた適切な生産指導を通じ、実需者の要望に応じた生産の推進を図る。

飼料作物については、畜産農家の要望に応じた自給飼料の供給を目指す。

(5) そば、なたね

機械化による省力化で生産コストの低減を推進するとともに、農家所得の確保を図るため、生産物を地元で加工・販売する地産地消の取組を支援する。

(6) 地力増進作物

水田における高収益作物等の作付面積拡大には、ほ場の物理性や化学性の向上が重要となる。肥料の価格高騰が進み、環境負荷軽減への関心も高まる中、堆肥の活用に加え、地力増進作物による土づくりの取組拡大に取り組んでいく。

(7) 高収益作物

レタスやスイートコーンなどが産地化されており、加えてキャベツやブロッコリーなど、今後も需要が見込まれる品目も含め、産地交付金の交付対象とすることで作付けの拡大を推進する。

また、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積や、期間借地による冬期の露地野菜生産を推進し、効率的な生産への条件整備を進めていく。

さらに、稲作農家の経営安定のため、水稻後作に野菜を導入する複合経営を推進していく。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	15000	-	14700	-	14700	-
備蓄米	4	-	10	-	10	-
飼料用米	1191	-	1200	-	1200	-
米粉用米	6	-	5	-	5	-
新市場開拓用米	1	-	5	-	5	-
WCS用稲	317	-	300	-	300	-
加工用米	79	-	120	-	120	-
麦	740	499	830	510	830	510
大豆	148	97	150	100	150	100
飼料作物	56	6	75	15	75	15
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	41	1	50	10	50	10
なたね	0	0	5	3	5	3
地力増進作物	2	-	15	-	15	-
高収益作物	967	583	900	400	900	400
・野菜	884	526	855	400	855	400
・花き・花木	35	20	30	0	30	0
・果樹	40	37	5	0	5	0
・その他の高収益作物	8	0	10	0	10	0
その他						
・〇〇						
畑地化	0	0	28	-	28	-

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	レタス	高収益作物（重点品目） 作付助成（基幹作）	作付面積の拡大	（令和4年度）21.8 ha	（令和5年度）35 ha
2		高収益作物（重点品目） 作付助成（二毛作）	作付面積の拡大	（令和4年度）386.8 ha	（令和5年度）390 ha
3	タマネギ、ネギ、キャベツ、エダマメ、未成熟とうもろこし（スイートコーン）、ブロッコリー	高収益作物（特定品目） 作付助成（基幹作）	作付面積の拡大	（令和4年度）173.5 ha	（令和5年度）175 ha
4		高収益作物（特定品目） 作付助成（二毛作）	作付面積の拡大	（令和4年度）72.5 ha	（令和5年度）85 ha
5	高収益作物 （1～4以外）	高収益作物（一般品目） 作付助成（基幹作）	作付面積の拡大	（令和4年度）171.2 ha	（令和5年度）200 ha
6		高収益作物（一般品目） 作付助成（二毛作）	作付面積の拡大	（令和4年度）16.5 ha	（令和5年度）20 ha
7	高収益作物 （1～6に該当する作目）	高収益作物 新規取組助成（基幹作）	新規取組の増	（令和4年度）9.2 ha	（令和5年度）20 ha
8		高収益作物 新規取組助成（二毛作）	新規取組の増	（令和4年度）21.0 ha	（令和5年度）25 ha
9	加工用米	加工用米の事前契約 作付取組助成（継続）	3年以上の複数年契約栽培面積	（令和4年度）18.5 ha	（令和5年度）3 ha
10		加工用米の 低コスト生産等取組助成	低コスト生産等取組面積	（令和4年度）58.6 ha	（令和5年度）130 ha
11	米粉用米	米粉用米の事前契約 作付取組助成	3年以上の複数年契約栽培面積	（令和4年度）0.3 ha	（令和5年度）3 ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 静岡県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	高収益作物(重点品目)作付助成	1	15,000	高収益作物 重点品目 (レタス)	1a以上の作付と収穫・販売(基幹作)
2	〃(二毛作)	2	15,000	高収益作物 重点品目 (レタス)	1a以上の作付と収穫・販売(二毛作)
3	高収益作物(特定品目)作付助成	1	12,500	高収益作物 特定品目 (タマネギ、ネギ、キャベツ、エダマメ、 未成熟とうもろこし、ブロッコリー)	1a以上の作付と収穫・販売(基幹作)
4	〃(二毛作)	2	12,500	高収益作物 特定品目 (タマネギ、ネギ、キャベツ、エダマメ、 未成熟とうもろこし、ブロッコリー)	1a以上の作付と収穫・販売(二毛作)
5	高収益作物(一般品目)作付助成	1	7,500	高収益作物 (重点品目、特定品目以外)	1a以上の作付と収穫・販売(基幹作)
6	〃(二毛作)	2	7,500	高収益作物 (重点品目、特定品目以外)	1a以上の作付と収穫・販売(二毛作)
7	高収益作物新規取組追加助成	1	15,000	高収益作物	新規作付(過去3年間以上、対象作物の作付が無い水田)
8	〃(二毛作)	2	15,000	高収益作物	新規作付(過去3年間以上、対象作物の作付が無い水田)
9	加工用米の事前契約作付取組助成(継続)	1	12,000	加工用米	実需者又は集荷業者等と複数年契約(3年以上)を締結
10	加工用米の低コスト生産等取組助成	1	12,000	加工用米	直播栽培、多収品種の導入等、別紙「加工用米の低コスト生産取組メニュー参照」
11	米粉用米の事前契約作付取組助成(新規)	1	12,000	米粉用米	実需者又は集荷業者等と複数年契約(3年以上)を締結

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙) 加工用米の低コスト生産取組メニュー

取組メニュー		取組内容
1	直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
2	疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
3	高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
4	プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
5	温湯種子	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
6	効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培
7	作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
8	土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
9	効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
10	効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理
11	化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
12	化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
13	多収品種の導入	多収品種の作付
14	農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
15	スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用

※ 多収品種の定義は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に準ずる。

重複助成に関する考え方

整理番号1, 2	<p>(1)レタスを2回作付ける(二期作)場合、整理番号1と2の重複助成は不可(整理番号1のみであれば可)。 (2)整理番号1を活用する場合、二毛作として整理番号4、6との重複助成は可。 (3)整理番号2を活用する場合、基幹作として整理番号3、5、9、10との重複助成は可。</p>
整理番号3~6	<p>(1)整理番号3と4、3と6、5と4、5と6であれば重複助成可。ただし、以下のア、イが共に確認できる場合に限る。 ア 基幹作と二毛作で品目が異なること イ 作付時期又は作付場所が明確に区別されていることが確認できること (前作の残渣を取り除いた後に播種・定植をすること、又は混植されておらず、それぞれの作付面積が明確に実測できること) (2)三毛作の取組がある場合は、作付体系が地域に普及しているか、現地確認をどのように行うか等を勘案し、個別に決定する。 (3)周年作付が可能な作物については(1)の考えから1作のみ対象とする。</p>
整理番号7, 8	<p>(1)高収益作物作付に対する上乗せ加算として活用するため、整理番号7の対象であれば、整理番号1・3・5いずれかの対象であり、整理番号8の対象であれば、整理番号2、4、6いずれかの対象となる。 (2)これまで水稲作のみを行っていた水田において、新たに基幹作及び二毛作で野菜を栽培する場合は、同一ほ場で同年度に整理番号7及び8の助成を受けることは可。 (3)これまで基幹作の野菜を作付けていたほ場で、新たに米-野菜の二毛作に取り組む場合は、整理番号8の助成は不可。 (4)三毛作以上の作付に対する助成は、二毛作導入の助成において新規野菜作付のコスト、リスク面への補助ができていると考え、不可(助成の対象は二毛作までとする)。</p>
整理番号9	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号2、4、6、および整理番号8との重複は可。 ・整理番号10との重複は不可
整理番号10	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号2、4、6、および整理番号8との重複は可。 ・整理番号9との重複は不可
整理番号11	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号2、4、6、および整理番号8との重複は可。
県設定と地域で設定する使途	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号1から6について、収量の増加、品質の向上、販売収入の増加、コストの低減等に繋がる取組を要件とした助成との重複助成は可(取組面積のみを要件とする助成との重複は不可)。 ・整理番号7、8、9、10への上乗せとなる助成の設定は不可(地域の取組に応じた配分による助成の設定を除く)。